

地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース）に 「特定有人国境離島地域等メニュー」を設けました

「地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース）」（※）に新たなメニューを創設し、特定有人国境離島地域、奄美群島および小笠原諸島（以下「対象地域」。裏面参照）では、雇用情勢にかかわらず、本助成金をご利用いただけるようになりました。

対象地域での設置・整備、雇入れを検討している事業者の皆さまには、地域雇用開発助成金の積極的なご利用をいただきますよう、お願いします。

（※）雇用機会が不足している地域などにおいて、事業所の設置・整備を行うとともに求職者を雇い入れた事業者に対して支給する助成金です。

メニューの概要

事業者が、①対象地域において、事業所の設置・整備を行い、②地域の求職者等を雇い入れた場合に、①に要した費用と②の対象労働者の増加数等に応じた支給額を、1年ごとに最大3回支給します。

主な支給要件

※ これらの他にも支給要件があります。

- 対象地域において、事業所の雇用拡大のために必要な事業に使用する施設または設備の設置・整備（300万円以上）に伴い、地域に居住する求職者等を3名（創業に該当する場合は2名）以上雇い入れた事業者であること
- 計画書を提出した日（以下「計画日」）から18か月以内に事業所の設置・設備および雇入れを完了すること
- 計画日の前日における事業所の雇用保険被保険者（短期雇用特例被保険者および日雇労働被保険者除く）数が、計画を完了した日の事業所の雇用保険被保険者数と比較して3名（創業に該当する場合は2名）以上増加していること

支給額（1回目の額）

設置・整備に要した費用、および対象労働者の数等に応じて以下の表に定める額を支給します。

※ 左側が基本額、右側が生産性の向上が認められる場合の額、括弧内は創業の要件を満たす場合の支給額です。

「生産性の向上が認められる場合」の要件については、都道府県労働局またはハローワークにお尋ねください。

設置・整備費用	対象労働者の増加数 ※（ ）内は創業の場合のみ適用			
	3（2）～4人	5～9人	10～19人	20人以上
300万円以上 1,000万円未満	48万円／60万円 (50万円)	76万円／96万円 (80万円)	143万円／180万円 (150万円)	285万円／360万円 (300万円)
1,000万円以上 3,000万円未満	57万円／72万円 (60万円)	95万円／120万円 (100万円)	190万円／240万円 (200万円)	380万円／480万円 (400万円)
3,000万円以上 5,000万円未満	86万円／108万円 (90万円)	143万円／180万円 (150万円)	285万円／360万円 (300万円)	570万円／720万円 (600万円)
5,000万円以上	114万円／144万円 (120万円)	190万円／240万円 (200万円)	380万円／480万円 (400万円)	760万円／960万円 (800万円)

○ 中小企業の場合は1回目の支給時に支給額の1/2の額を上乗せ、創業の場合は1回目の支給時に支給と同額を上乗せします。

裏面に、本メニューをご利用いただける地域の一覧を記載しておりますので、ご参照ください。

特定有人国境離島地域等メニューの対象地域

<特定有人国境離島地域>

以下の表に定める、対象となる離島の区域で本メニューを利用いただけます。

	市町村	対象となる離島
北海道	礼文町、利尻町、利尻富士町	礼文島、利尻島
	奥尻町	奥尻島
東京都	三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村	三宅島、御蔵島、八丈島、青ヶ島
新潟県	佐渡市	佐渡島
石川県	輪島市	舳倉島
島根県	隠岐の島町、海士町、西ノ島町、知夫村	島後、中ノ島、西ノ島、知夫里島
山口県	萩市	見島
長崎県	対馬市	対馬、海栗島、泊島、赤島、沖ノ島、島山島
	壱岐市	壱岐島、若宮島、原島、長島、大島
	佐世保市、小値賀町、新上五島町、五島市、西海市	宇久島、寺島、六島、野崎島、納島、小値賀島、黒島、大島、斑島、中通島、頭ヶ島、桐ノ小島、若松島、日島、有福島、漁生浦島、奈留島、前島、久賀島、藤小島、柘島、福江島、赤島、黄島、黒島、島山島、嵯峨ノ島、江島、平島
鹿児島県	薩摩川内市	上甑島、中甑島、下甑島
	西之表市、中種子町、南種子町	種子島、馬毛島
	屋久島町	屋久島、口永良部島
	三島村	竹島、硫黄島、黒島
	十島村	口之島、中之島、諏訪之瀬島、平島、悪石島、小宝島、宝島

<奄美群島>

以下の表に定める、対象となる区域で本メニューを利用いただけます。

	市町村	対象となる区域
鹿児島県	奄美市、大和村、宇検村、瀬戸内町、龍郷町、喜界町、徳之島町、天城町、伊仙町、和泊町、知名町、与論町	奄美群島

<小笠原諸島>

以下の表に定める、対象となる区域で本メニューを利用いただけます。

	市町村	対象となる区域
東京都	小笠原村	小笠原諸島

本助成金の利用を検討いただける事業主の皆さまへ

本紙に記載しているもの以外にも、支給にあたっての要件等がございますので、ご利用の際は、**まずは最寄りの都道府県労働局、ハローワークへご相談ください。**

※ 本助成金の詳細なパンフレットは、厚生労働省のホームページに掲載しておりますのでご活用ください。

地域雇用開発助成金 パンフレット

検索

